

崎県公報

平成19年12月13日(木曜日) 第 1939 号

癷 行 空

印 宮崎市旭1丁目6番25号 小柳印刷株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 36,000円

次 目

○保安林の指定予定の通知(3件)……(自然環境課)1

頁

公

○大規模小売店舗の新設に関する届出に対する市

町村の意見……………………………(地域産業振興課) 3

○保安林の指定の解除予定の通知……………(//) 1 ○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市

) 3

○道路の供用の開始(2件) ………(道路保全課) 2

宮崎県告示第 971号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 南那珂郡北郷町(国有林。次の図 に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種を定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び 関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、南那珂農林振興局並 びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 972号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡木城町大字中之又字屋敷原 43-2から43-5まで
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林 部自然環境課及び児湯農林振興局並びに木城町役場に備え置いて 縦覧に供する。)

宮崎県告示第 973号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ った。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字河内字入高 1407・1413-2・1414-1・日之影町大字岩井川字畑の尾3017・ 3019・3019-1 (以上6筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図|及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関 係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに関係 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 974号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第29条の規定により、農林水産 大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県公報

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮崎市(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由 砂防施設用地

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環 道路法(昭和27年法律第 180号 境課及び中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供 路の区域を次のとおり変更する。する。) なお、関係図面は、平成19年1:

宮崎県告示第 975号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 4 48号	串間市大字 都井字中牧 5432番1地 先から同市 同大字同字	新	6.0 ~ 12.0 ~ 12.0 ~ 23.5	84.5 79.0
			5427番 2 地 先まで		20.0	
			串間市大字 都井字中牧 5427番 2 地	IΗ	13.6 ~ 18.8	39.0
			先から同市 同大字同字 5434番1地 先まで	新	16.0 ~ 18.8	39.0

宮崎県告示第 976号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路		路線名	区	間	新旧		員	延	長
番号	種	類				の別	(×-	トル)	(x-	トル)
3	県道	道	日南志布志線	日南市大字 隅谷字山ノ		Ш	10.6 11.8	~	12.2	
				神丙1703番 1 地先から 同市同大字 同字丙1703 番1 地先ま		新	10.6 22.8	~	12.2	2

宮崎県告示第 977号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の 種 類	路線名	区間	新旧の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高岡線	南那珂郡北 郷町大字北 河内字潮岳 8901番2地 先から同郡 同町同大字 字佐土瀬81 02番3地先 まで	新	6.9 ~ 19.7 11.3 ~ 36.9 11.3 ~ 36.9	574.5 500.7 500.7

宮崎県告示第 978号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路の	路線名	区間	供用開始の期日
番号	種 類			
	国道	国道 4 48号	串間市大字 都井字 1 地 5432番 1 地 先から字番 2 地 先まで 串間市字 5427番 2 地 先まで 本井子番 2 同 5427番 2 地 たか字 2 同 に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する に対する	平成19年12月13日

宮崎県告示第 979号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第 2 項の規定により、道 | 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年12月13日から平成19年12月27日まで 宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線	道路	各の	口をも白 ク	EZ	HH	//L IT HELL / 0 HIL IT			
番号	種	類	路線名	区	問	供用開始の期日			
3 県道		道	日南志	日南	市大字	平成19年12月13日			
			布志線	隅谷'	字山ノ				
				神丙1703番					
				1地先から					
				同市同大字					
				同字丙1703					
				番15	地先ま				
				で					

公

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス小林堤店 小林市大字堤字金鳥居2994番12 外5筆
- 2 意見の概要

当該店舗の新設に伴う周辺地域の生活環境への影響については、 大規模小売店舗立地法第4条により、定める指針を満たしている ので意見を有しない。

- 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間
- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総 務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所 及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年12月13日から平成20年1月15日まで

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規 定により、小林市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書 面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年12月13日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - ベスト電器小林店

小林市大字堤字金鳥居3005番7 外5筆

2 意見の概要

当該店舗の変更に伴う周辺地域の生活環境への影響については、 大規模小売店舗立地法第4条により、定める指針を満たしている ので意見を有しない。

- (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総 務課、宮崎県日南商工労政事務所、宮崎県都城商工労政事務所 及び宮崎県延岡商工労政事務所

(2) 期間

平成19年12月13日から平成20年1月15日まで